



日本国債市場における GX 経済移行債 (2026年3月)

財務省

令和8年度国債管理政策の概要

令和8年度国債発行計画

令和8年度国債発行計画のポイント

○ 国債発行規模

- 令和8年度の国債発行総額は180.7兆円（対前年度補正後比▲8.9兆円）。
- 市場との対話を踏まえ、超長期債（40・30・20年債）の発行を1,000億円/月減額する一方、中長期債（2・5・10年債）の発行は令和7年度補正後の規模を維持。

○ 市場とのコミュニケーション強化（年央ヒアリング）

- 令和8年度より、市場環境の変化への柔軟性を高めることを目的に、6月頃を目途として、進行年度中の発行計画について、市場関係者に対し、「年央ヒアリング」を行うことで、定期点検の機会を導入。
※市場に急激な変化が生じた際は、従来通り、機動的に対応。

令和8年度の新たな取組

○ 個人向け国債の販売対象拡大（「個人向け国債プラス」）

- 個人に加え、安定的な保有が期待される非営利法人等（学校法人、マンション管理組合等）に販売対象を拡大（令和9年1月発行分（令和8年12月募集分）からを予定。）。

○ 新たな変動利付国債の発行開始

- 市場のニーズを踏まえ、短期金利に連動した変動利付国債を発行開始（令和9年1月以降の発行開始を予定し、詳細は市場関係者と調整中。）。

<発行根拠法別発行額>

（単位：兆円）

区 分	R8当初	対R7	
		当初比	補正後比
新規国債 （建設・特例国債）	29.6	+0.9	▲10.8
財投債	13.0	+3.0	+1.0
借換債	135.8	▲0.5	+1.0
GX経済移行債等	2.3	+0.4	▲0.2
国債発行総額	180.7	+3.8	▲8.9

<調達方法（消化方式別発行額）>

（単位：兆円）

区 分	R7補正後	R8当初	対R7
			補正後比
市中発行分 計	184.2	174.8	▲9.4
うち40年債	2.5	1.8	▲0.7
30年債	8.7	7.2	▲1.5
20年債	10.2	8.4	▲1.8
10年債	31.2	31.2	-
5年債	29.1	30.0	+0.9
2年債	32.1	33.6	+1.5
割引短期国債	49.2	40.8	▲8.4
個人向け販売分	5.4	5.9	+0.5
合計	189.6	180.7	▲8.9

令和8年度国債発行計画（1 / 2）

<発行根拠法別発行額>

（単位：億円）

区 分	令和7年度当初	令和7年度補正後	令和8年度当初		
	(a)	(b)	(c)	(c)-(a)	(c)-(b)
新規国債	286,471	403,431	295,840	9,369	▲ 107,591
建設国債	67,910	103,300	67,160	▲ 750	▲ 36,140
特例国債	218,561	300,131	228,680	10,119	▲ 71,451
復興債	1,211	—	66	▲ 1,145	66
GX経済移行債	7,258	13,541	10,484	3,226	▲ 3,057
子ども特例債	11,397	11,397	5,072	▲ 6,325	▲ 6,325
半導体・AI債	—	256	7,872	7,872	7,616
財投債	100,000	120,000	130,000	30,000	10,000
借換債	1,362,231	1,347,243	1,357,586	▲ 4,645	10,342
国債発行総額	1,768,568	1,895,869	1,806,920	38,352	▲ 88,949

<消化方式別発行額>

（単位：億円）

区 分	令和7年度当初	令和7年度補正後	令和8年度当初		
	(a)	(b)	(c)	(c)-(a)	(c)-(b)
カレンダーベース 市中発行額	1,723,000	1,787,000	1,685,000	▲ 38,000	▲ 102,000
第Ⅱ非価格 競争入札	69,480	54,969	50,490	▲ 18,990	▲ 4,479
年度間調整分	▲ 69,912	▲ 59	12,430	82,342	12,489
市中発行分 計	1,722,568	1,841,910	1,747,920	25,352	▲ 93,990
個人向け販売分	46,000	53,959	59,000	13,000	5,041
合 計	1,768,568	1,895,869	1,806,920	38,352	▲ 88,949

※1 令和8年度の市中からの買入消却については、市場の状況や市場参加者との意見交換も踏まえ、必要に応じて実施する。

※2 令和8年度における前倒債の発行限度額は50兆円。

(注1) 各計数ごとに四捨五入したため、計において符合しない場合がある。

(注2) カレンダーベース市中発行額とは、あらかじめ額を定めた入札により定期的に発行する国債の4月から翌年3月までの発行予定額(額面)の総額をいう。

(注3) 第Ⅱ非価格競争入札とは、価格競争入札における加重平均価格等を発行価格とする、価格競争入札等の結果公表後に実施される国債市場特別参加者向けの入札をいう(価格競争入札等における各国債市場特別参加者の落札額の10%を上限)。令和8年度の第Ⅱ非価格競争入札に係る発行予定額については、当該入札を実施する国債(40年債、30年債、20年債、10年債、5年債及び2年債)のカレンダーベース市中発行額の4.5%を計上している。

(注4) 年度間調整分とは、前倒債の発行や出納整理期間発行を通じた、前年度及び後年度との調整分をいう。

令和8年度国債発行計画（2 / 2）

<カレンダーベース市中発行額>

（単位：兆円）

区 分	令和7年度当初					令和7年度補正後					令和8年度当初						
	(1回あたり)		(年間発行額：a)			(1回あたり)		(年間発行額：b)			(1回あたり)		(年間発行額：c)			(c)-(a)	(c)-(b)
40年債	0.5	×	6	回	3.0	0.5 0.4	×	1 5	回	2.5	0.3	×	6	回	1.8	▲1.2	▲0.7
30年債	0.8	×	12	回	9.6	0.8 0.7	×	3 9	回	8.7	0.6	×	12	回	7.2	▲2.4	▲1.5
20年債	1.0	×	12	回	12.0	1.0 0.8	×	3 9	回	10.2	0.7	×	12	回	8.4	▲3.6	▲1.8
10年債	2.6	×	12	回	31.2	2.6	×	12	回	31.2	2.6	×	12	回	31.2	-	-
5年債	2.4	×	12	回	28.8	2.4 2.5	×	9 3	回	29.1	2.5	×	12	回	30.0	1.2	0.9
2年債	2.6	×	12	回	31.2	2.6 2.7 2.8	×	6 3 3	回	32.1	2.8	×	12	回	33.6	2.4	1.5
割引短期国債					40.8					49.2					40.8	-	▲8.4
10年物価連動債	0.25	×	4	回	1.0	0.25	×	4	回	1.0	0.25	×	4	回	1.0	-	-
クライメート・ トランジション国債	(10年) 0.3 (5年) 0.3	×	2 2	回	1.2	(10年) 0.3 (5年) 0.3	×	2 2	回	1.2	(10年) 0.25 (5年) 0.25	×	2 2	回	1.0	▲0.2	▲0.2
流動性供給入札					13.5					13.5					13.5	-	-
計					172.3					178.7					168.5	▲3.8	▲10.2

- (注1) 市場参加者との意見交換を踏まえ、市場環境や発行状況に応じて、発行額を変更する可能性がある。
- (注2) 6月頃を目途として、市場参加者と本計画についての意見交換を行う。
- (注3) 40年債については、5月・7月・9月・11月・1月・3月の発行を予定している。
- (注4) 割引短期国債は、政府短期証券と合わせて国庫短期証券として発行しており、市場環境や投資ニーズに応じて、柔軟に年限区分・発行回数・発行額を調整。なお、令和8年度中に、1年割引短期国債を政府短期証券と統合発行する予定であるため、6か月割引短期国債とあわせて、総額のみを計上している。
- (注5) 10年物価連動債については、5月・8月・11月・2月の発行を予定し、市場参加者との意見交換を踏まえ、市場環境や投資ニーズに応じて、柔軟に発行額を調整。
- (注6) GX経済移行債及びその借換債のうち、資金用途等を定めたフレームワークに基づいて個別銘柄として発行するものが「クライメート・トランジション国債」となる。10年クライメート・トランジション国債は8月・2月、5年クライメート・トランジション国債は5月・11月の発行を予定。
- (注7) 流動性供給入札については、市場参加者との意見交換を踏まえ、市場環境や投資ニーズに応じて柔軟に調整。
- (注8) 変動利付国債については、令和9年1月以降の発行開始を予定している。具体的な発行回数や発行時期等については、市場参加者との意見交換を踏まえ、今後決定。

G X 経済移行債 / クライメート・トランジション利付国債の概要

カーボンニュートラルなどの国際公約達成
(2050年)

GX投資の必要規模

官民で10年 **150** 兆円

民間投資促進策

G X 経済移行債 **20** 兆円
(2023~2032年度)

償還財源

- ・ 化石燃料賦課金
(2028年~)
- ・ 特定事業者負担金
(2033年~)



世界初の国によるトランジション・ボンド
・ 個別銘柄
「クライメート・トランジション利付国債」



資金用途などをまとめたフレームワークを策定
(2023年11月策定、2025年6月改定)
・ 外部評価機関 (JCRとDNV) からのレビュー取得



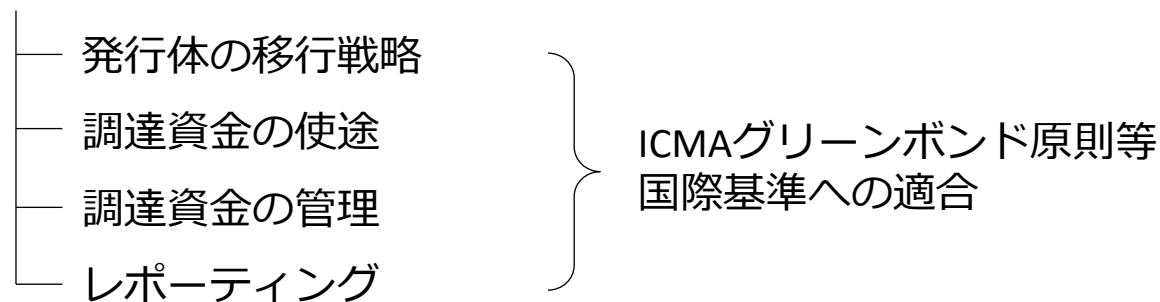
2026年度の入札発行日程

入札日	年限	金額
2026年5月25日	5年債	2,500億円程度
2026年8月	10年債	2,500億円程度
2026年11月	5年債	2,500億円程度
2027年2月	10年債	2,500億円程度

「クライメート・トランジション・ボンド・フレームワーク」の概要

トランジション・ボンドを発行する際の取り組み

➤ フレームワークの策定



➤ 第三者SPOを取得し、**適格性**・**信頼性**を証明

政府の対応

- 2023年11月：フレームワーク公表
- 2024年12月：R5年度発行分資金充当レポート公表
- 2025年6月：フレームワーク改訂（GX関連施策の進展等を踏まえ）
- 2026年2月：R5年度発行分資金充当・インパクトレポート、R6年度発行分資金充当レポート公表



CT国債 充当・インパクトレポート

- 「クライメート・トランジション・ボンド・フレームワーク」では、**各事業の資金充当状況・インパクトを年次で報告、インパクトについては国債発行年度の翌々年度末までに最初の報告を実施すること**としている。（※）

⇒**令和8年2月に以下を取りまとめたレポートを公表**（第三者評価機関からのSPOもあわせて公表）。

- ✓ **令和5年度CT国債**については昨年度の充当レポート（令和6年11月時点）では300億円程度の未充当残高があったが、**令和6年度末までに全額の充当が完了したこと、充当事業にかかるインパクト**を報告。
- ✓ **令和6年度CT国債**については、**令和7年11月時点での各事業における資金充当状況**を報告（未充当金額については、本年度末には全額充当予定）。

※CTBGにおいても、資金が充当される事業・充当された金額・期待されるインパクト等、資金使途の最新の情報は全ての調達資金が充当されるまで年次で報告すべきとされている。

＜インパクトの考え方＞

- 充当事業による**環境改善効果**を記載。また、GX政策は脱炭素と経済成長を同時に追求するものであることを踏まえ、可能な範囲で**経済効果も併せて記載**。
- これらの効果については、**各充当事業の性質（①研究開発関連事業、②設備投資支援事業、③需要対策関連事業）ごとに算出方法を検討**（特に①については技術開発の進展状況や普及状況について一定の仮定を置く必要があるため、現時点での進捗や将来の見通し等についても記載）。

	環境改善効果	経済効果
①研究開発関連事業	将来的な技術普及を前提にしたCO ₂ 削減効果見通し	将来的な市場規模等
②設備投資支援事業	当該設備による一定の生産量などを前提としたCO ₂ 削減効果見通し	当該事業にかかる官民投資額等
③需要対策関連事業	実際の補助件数を元にして実現したCO ₂ 削減効果見通し	



JGB・GXプロモーター



○ 国内外投資家向けIRのアレンジ等にご協力いただくべく、下記の証券会社を「JGB・GXプロモーター」とすることを決定しました。

・SMBC日興証券株式会社

・東海東京証券株式会社

・岡三証券株式会社

・野村證券株式会社

・クレディ・アグリコル証券会社 東京支店

・BNPパリバ証券株式会社

・JPモルガン証券株式会社

・BofA証券株式会社

・シティグループ証券株式会社

・みずほ証券株式会社

・ソシエテ・ジェネラル証券株式会社

・三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社

・大和証券株式会社

<計13社>

(注) 証券会社名は、五十音順に記載。(2025年7月31日に公表)

令和6年度の国内IRの取組

- 日本銀行の金融政策の枠組み見直しやCT国債の発行等を背景に、国内IRの重要性は一層高まっており、その取組を強化。
- 学校法人や公益法人のような非営利法人等を含む幅広い国内投資家層へのIRを新たに行い、今後の債務管理政策の方向性やCT国債等の情報発信をするとともに、多様な潜在的ニーズの把握に注力。

※CT国債の発行前においては、同国債に焦点をあてたセミナーや投資家との面談を集中的に実施。

【令和6年度の国内IR実績】

- 銀行、生命保険会社等との個別面談：70件
- 国内投資家向けセミナー：17件

※各財務局との共催による各財務局管内の投資家を主な対象としたセミナー、及び業界団体やJGB・GXプロモーターが主催するセミナー等への登壇が対象

各財務局との共催による各財務局管内の投資家を主な対象としたセミナー



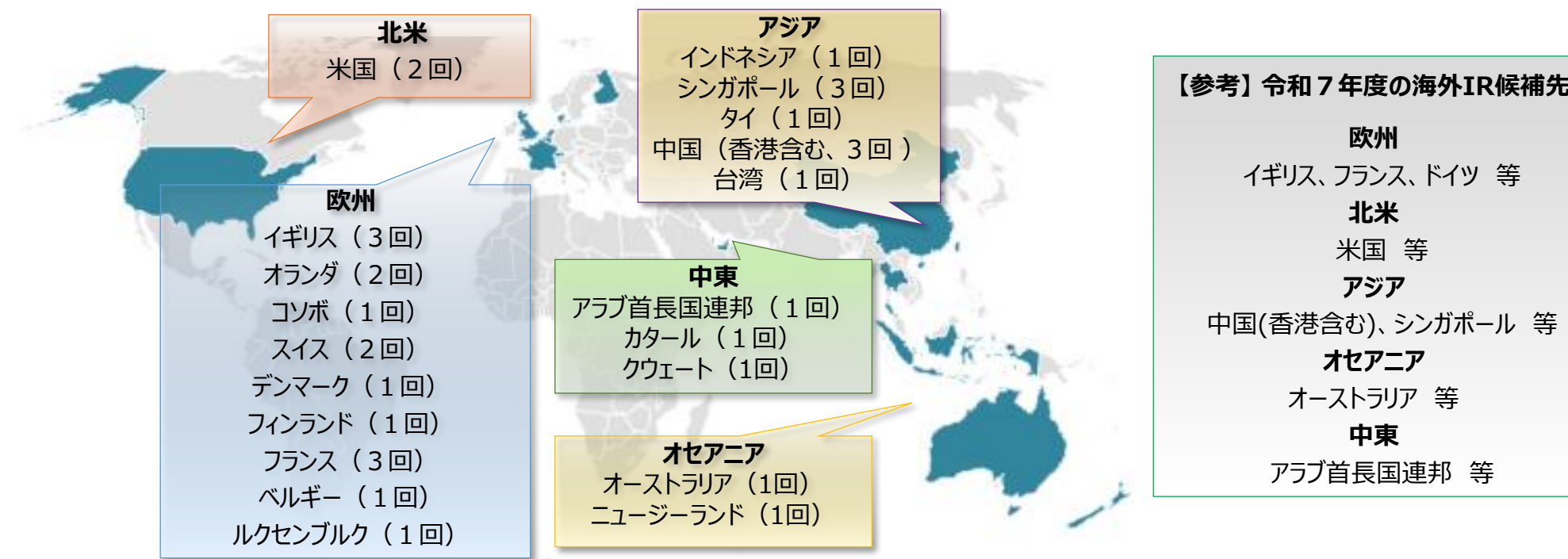
(注) 関東・東海・近畿・中国地方は令和5年度に実施。

令和6年度の海外IRの取組

- JGB・GXプロモーターと連携し、国債管理政策に加えて、広く日本の経済政策や財政健全化の取組み等に関する情報発信を強化。クライメート・トランジション利付国債の情報発信も併せて実施。
 - ・ 各国の中央銀行、年金基金、生保、資産運用会社などを中心に海外拠点訪問等による面談：138件
 - ・ 来訪及び国内拠点への訪問等による国内での面談：66件
 - ・ 各種会議体・セミナー等での講演：国内9件、海外6件
 - ・ 債務管理当局や国際機関等との個別面談・スモールミーティングで、主に債務管理政策等について意見交換を実施
 - ・ ニュースレターによる情報発信の継続・強化

※ クライメート・トランジション利付国債に特化したIRとして、経済産業省等と連携・協力の上、以下を実施。

- ・ 海外拠点訪問：ESG業界におけるオピニオンリーダーである投資家を中心に、欧州3回・アジア1回で延べ45社程度の市場関係者と面談
- ・ セミナーの開催：主にアジアの投資家向けにWebセミナー1回、その他国内で対面セミナーを4回開催



GX政策、及びクライメート・トランジション利付国債に対する主なコメント

- 国内については、個別面会を行った**運用担当者**のコメントを中心に整理した。
- 海外については、経済産業省と実施したクライメート・トランジション利付国債に特化したIRにおいて、個別面会した**ESG、サステナビリティ関連の担当者**のコメントを中心に整理した。
- 国内外の幅広い意見を踏まえ、今後の運営に活かしていく。

	GX政策	CT国債	マーケット
国内	<p>(ESG投融资)</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 発行意義には共感も、融資中心に残高を積んでおり、投資の優先度は劣後 ✓ CT国債 (ESG債) 購入目標の設定は限定的 ✓ 投資表明の方法・他社の投資動向 	<p>(活用方法)</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 気候変動オペを通じた資金調達を検討 ✓ 満期保有目的での投資が中心 <p>(商品性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 5年・10年債以外の発行可能性 	<p>(プライシング)</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ グリーニアムの状況如何では、経済合理性の観点で投資を検討 <p>(流動性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ セカンダリー売買の困難性、ロット不足 ✓ レポマーケットの流動性の薄さ
海外	<p>(GX政策の全体像)</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ GXの概要、及び実現に向けたパス ✓ 政権や世界的な潮流如何での継続性 <p>(エネルギー戦略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 今後の電源構成の見通し ✓ 原子力発電・アンモニア混焼等の考え方 <p>(カーボンプライシング)</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 排出量取引制度の概要やタイムライン 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 外貨建てでの発行可能性 ✓ トランジションボンドとして発行した理由 <p>(レポートイング)</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ R&Dプロジェクトを含む資金使途の選定プロセス、進捗状況 ✓ EUタクソミー等への適合状況 ✓ 「公正な移行」の考え方 <p>(認証関連)</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ CBI認証の取得有無、第三者機関 	<p>(投資家)</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 主要な投資家層 (国内外/地域、及び投資主体) ✓ 各投資家からの具体的なフィードバック



参考資料

GX経済移行債について

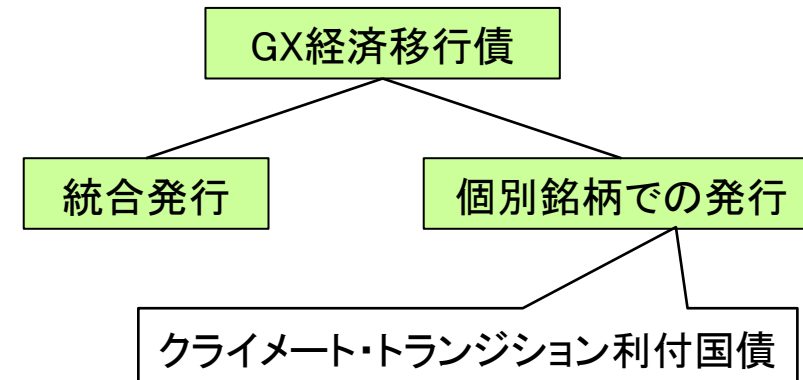
国債の発行根拠法別分類

国債	普通国債	建設国債
		特例国債
		復興債
		脱炭素成長型経済構造移行債 (GX経済移行債)
		借換債
財政投融资特別会計国債(財投債)		

GX経済移行債の発行方式

【GX推進戦略】(2023年7月28日閣議決定)
「GX経済移行債」については、これまでの国債(建設国債、特例国債、復興債等)と同様に、同一の金融商品として統合して発行することに限らず、国際標準に準拠した新たな形での発行も目指して検討する。そのためには、①市場における一定の流動性の確保、②発行の前提となる民間も含めたシステム上の対応、③調達した資金の支出管理(支出のフォローアップ、レポート作成等)等の難しい課題を解決し、国際的な認証を受けて発行していくことが必要となる。

- 脱炭素成長型経済構造移行債(GX経済移行債)は、「脱炭素成長型経済構造移行推進戦略」(GX推進戦略)の実現に向けた先行投資を支援するため、「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律」に基づき、令和5年度から令和14年度まで発行されることとされている。
- カーボンプライシング導入の結果として得られる将来の財源を裏付けとして、10年間で20兆円規模の発行が見込まれている。



国債管理政策

[基本目標]

国債の確実かつ円滑な発行

中長期的な調達コストの抑制

[基本原則]

1 透明性、及び予見可能性の確保

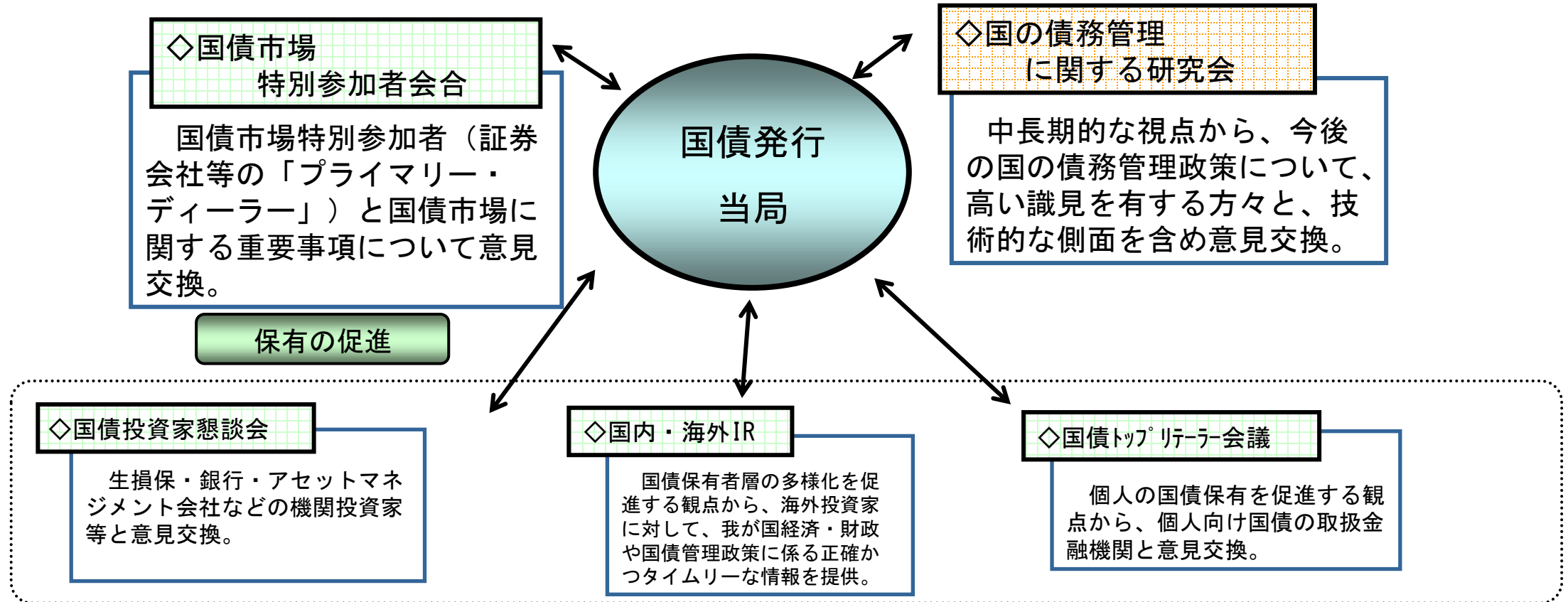
- 中長期的な需要動向を見極め、安定的な国債発行計画の策定・運用

2 市場との丁寧な対話

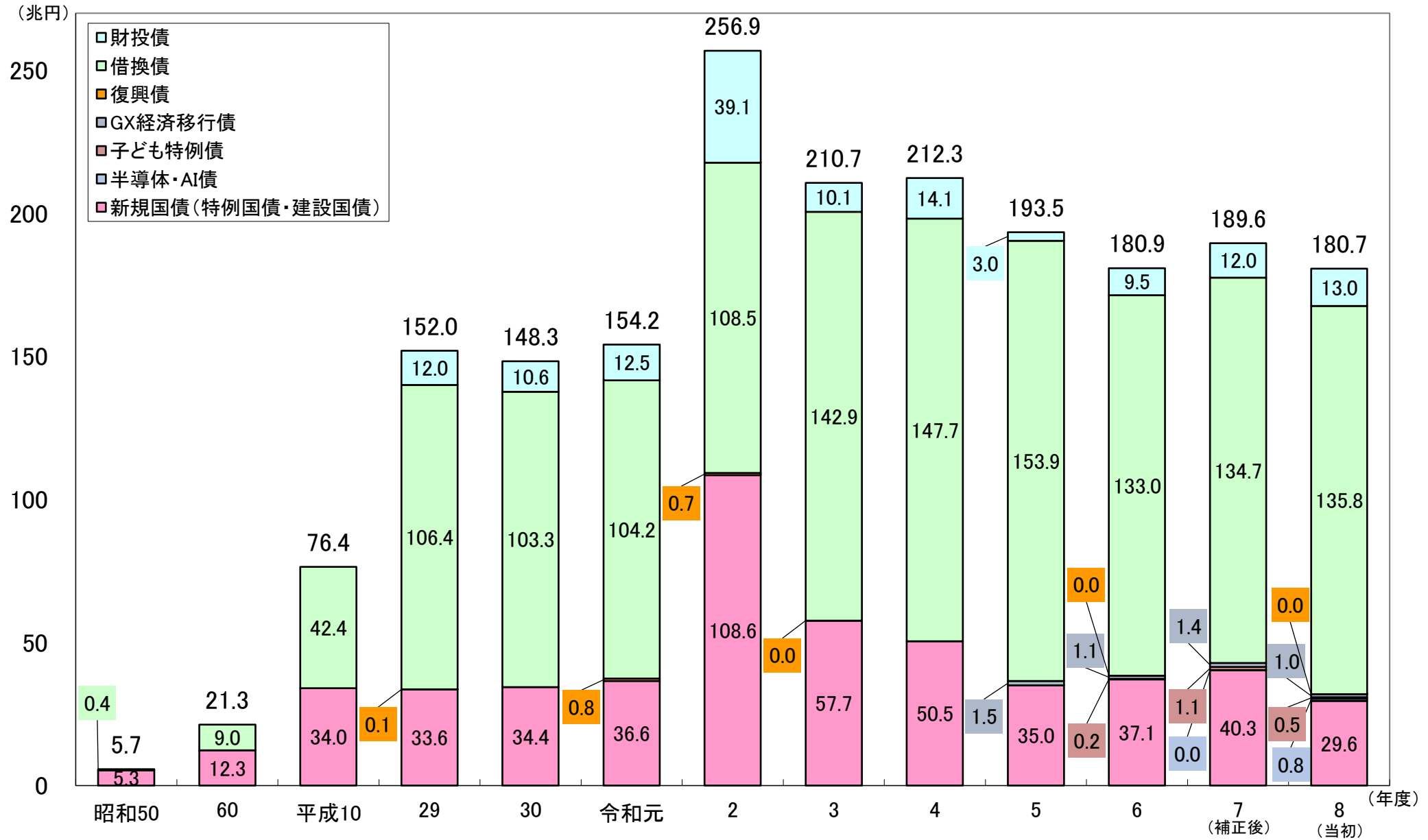
- 国債の安定消化・流動性の維持向上に向け、積極的に意見交換

市場との対話

- 国債の安定的な消化や、市場の流動性の維持・向上のための施策を的確に実施していくため、各種会合等における意見交換を通じて、市場との対話を強化。



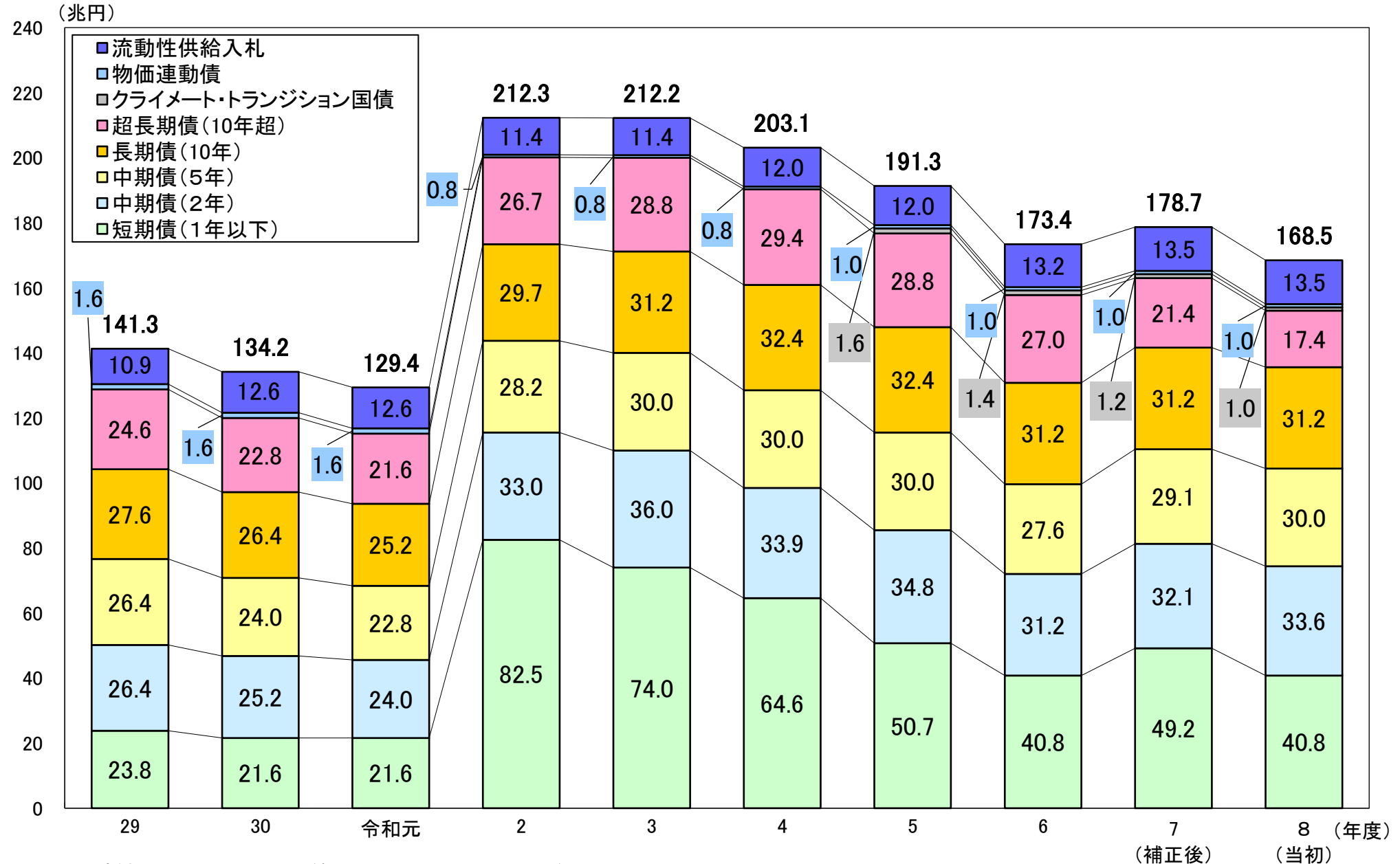
国債発行総額の推移



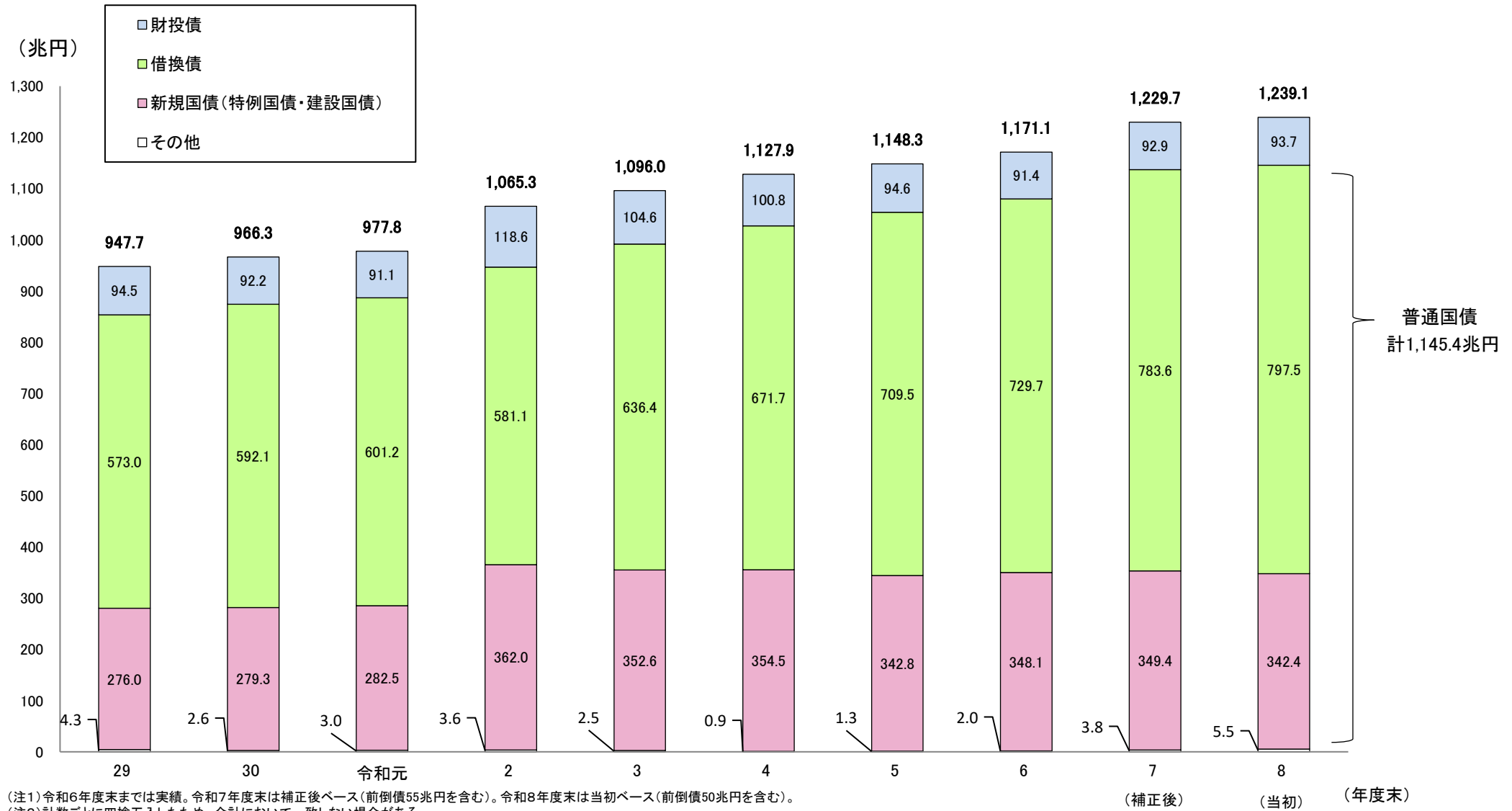
(注1) 令和6年度までは実績。

(注2) 計数ごとに四捨五入したため、合計において一致しない場合がある。

カレンダーベース市中発行額の推移



国債発行残高の推移



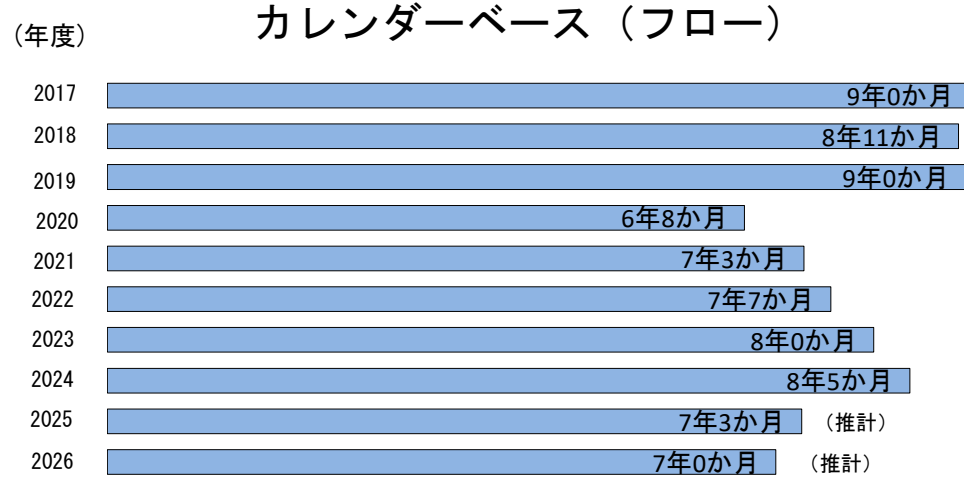
(注1) 令和6年度末までは実績。令和7年度末は補正後ベース(前倒債55兆円を含む)。令和8年度末は当初ベース(前倒債50兆円を含む)。

(注2) 計数ごとに四捨五入したため、合計において一致しない場合がある。

(注3) 「その他」には以下の国債が含まれる。

- ・復興債(平成29年度末～令和8年度末)
- ・年金特例債(平成29年度末～令和4年度末)
- ・GX経済移行債(令和5年度末～令和8年度末)
- ・子ども特例債(令和6年度末～令和8年度末)
- ・半導体・AI債(令和7年度末～令和8年度末)

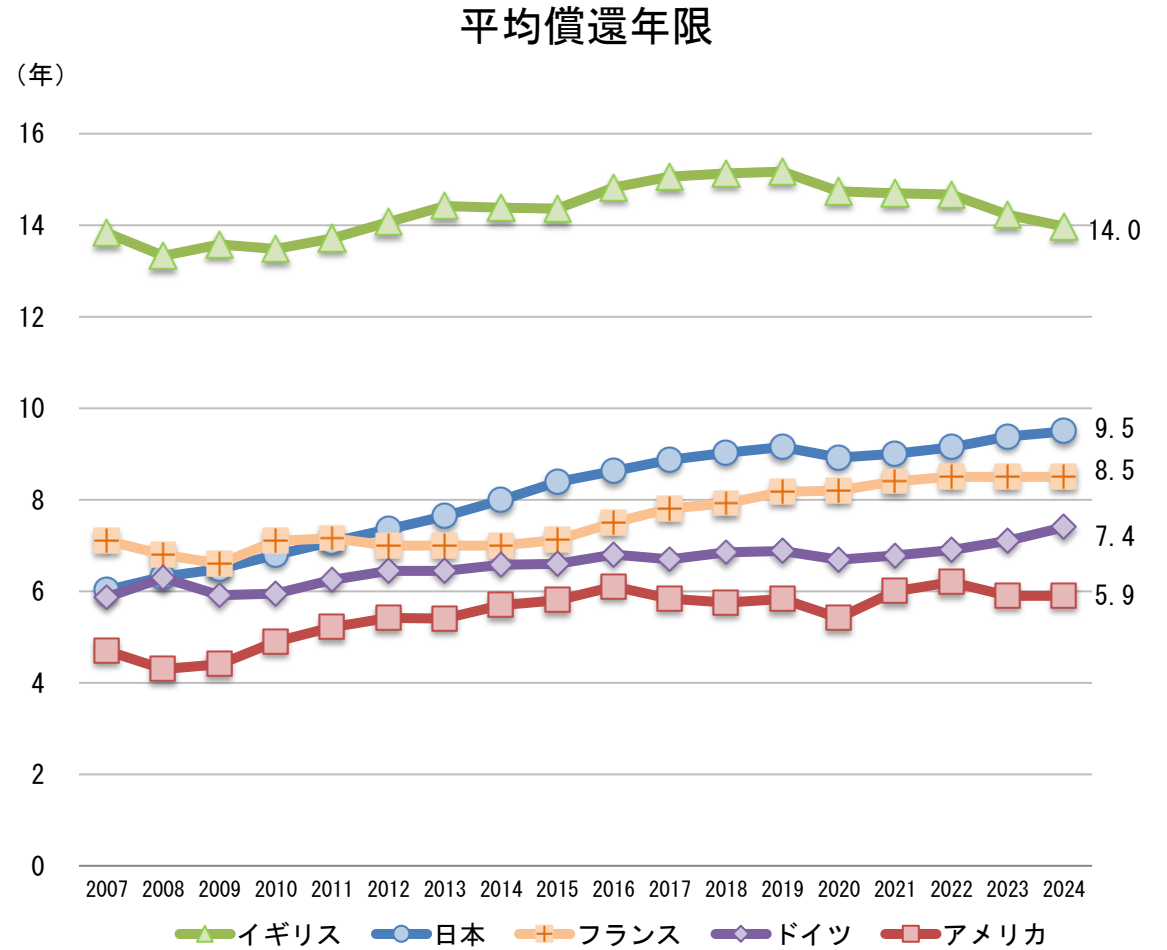
日本国債の平均償還年限



（注）令和6年度までは実績。令和7年度は補正後ベース。令和8年度は当初ベース。



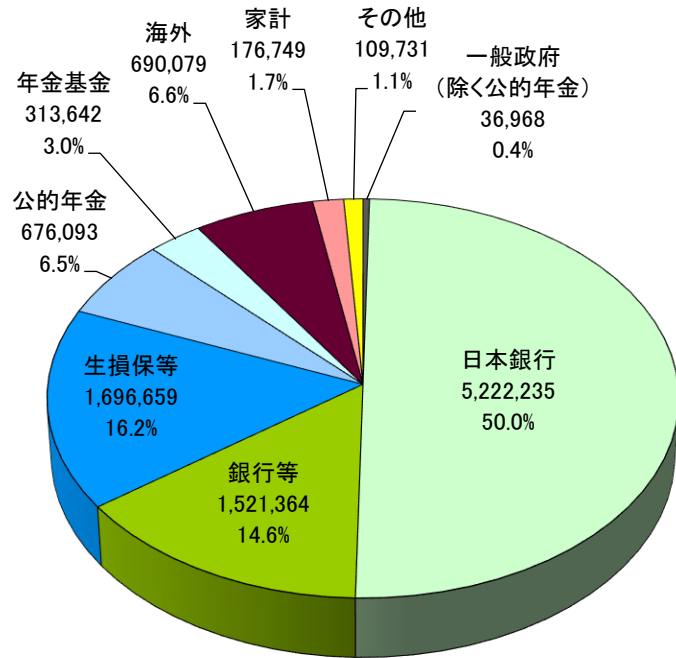
（注）普通国債残高。令和6年度末までは実績。令和7年度末は補正後ベース。令和8年度末は当初ベース。



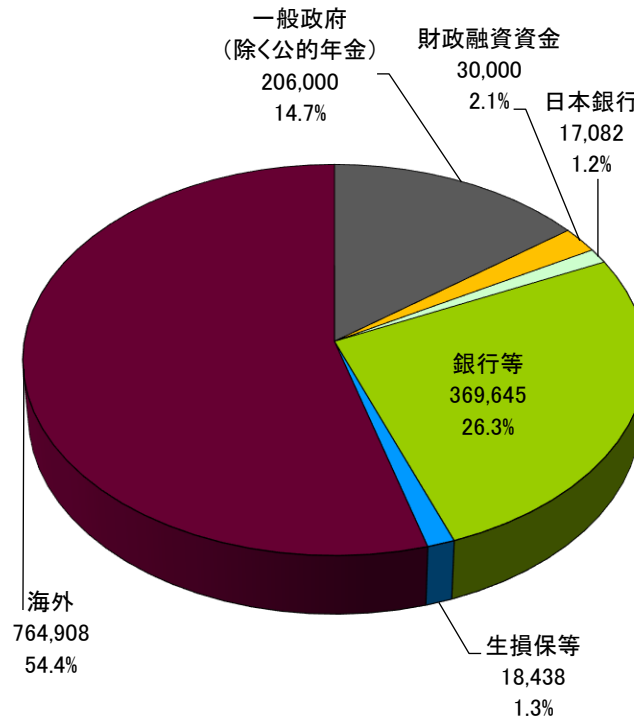
（注1）日本は普通国債の発行残高の平均償還年限であり、割引短期国債（TB）を含み、政府短期証券（FB）は含みません。諸外国は短期債（1年以下）を含みます。
 （注2）ストックベース。非市場性国債は含みません。
 （注3）日本のみ翌年3月末時点、その他の国は12月末時点。
 （出所）OECD、各国債務管理当局HP

国債等の保有者別内訳（令和7年9月末（速報））

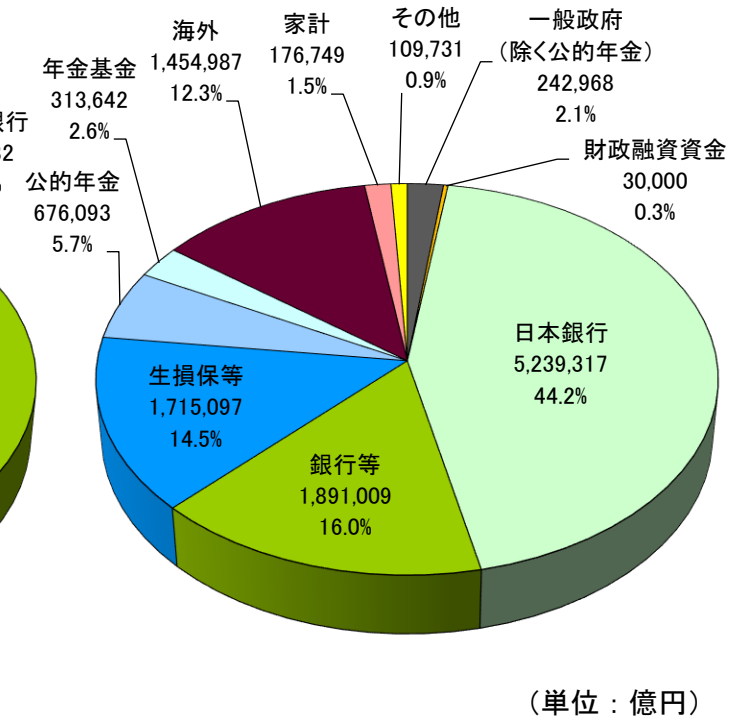
国債
合計 1,044兆3,520億円



国庫短期証券(T-Bill)
合計 140兆6,073億円



国債及び国庫短期証券(T-Bill)
合計 1,184兆9,593億円



(単位：億円)

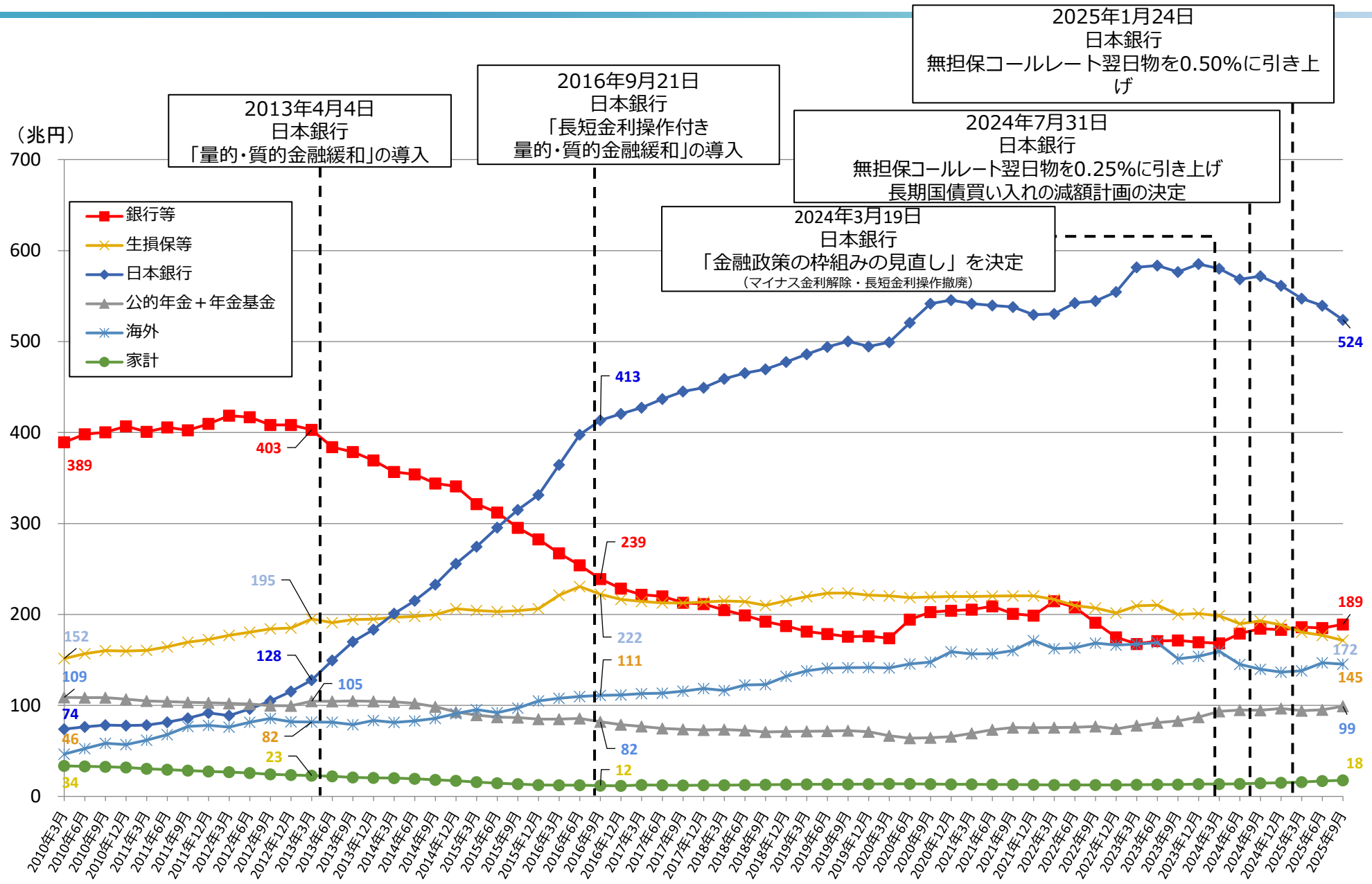
出所：日本銀行「資金循環統計」（令和7年12月17日公表）

(注1)「国債」は「財投債」を含む。

(注2)「銀行等」には「ゆうちょ銀行」、「証券投資信託」及び「証券会社」を含む。

(注3)「生損保等」は「かんぽ生命」を含む。

国債及び国庫短期証券（T-Bill）の保有者別残高の推移



出所：日本銀行「資金循環統計」（令和7年12月17日公表）

(注1)「国債」は「財投債」を含む。

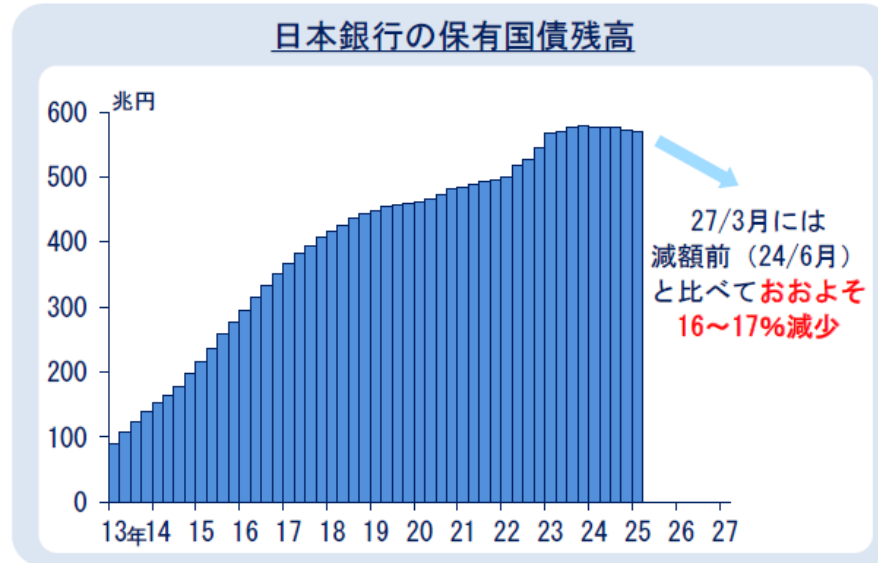
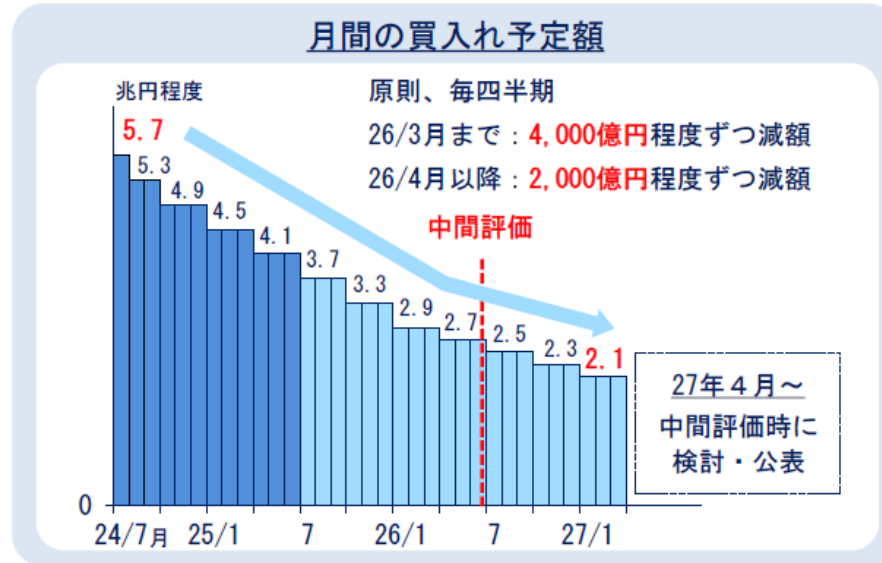
(注2)「銀行等」には「ゆうちょ銀行」、「証券投資信託」及び「証券会社」を含む。

(注3)「生損保等」は「かんぽ生命」を含む。

(参考) 2025年6月金融政策決定会合での決定内容：長期国債買入れの減額計画

- ①長期金利：金融市場において形成されることが基本
- ②国債買入れ：国債市場の安定に配慮するための柔軟性を確保しつつ、予見可能な形での減額が適切
 - 2026年3月まで：原則、毎四半期4,000億円程度ずつ減額（従来の減額計画を維持）
 - 2026年4月～2027年3月まで：原則、毎四半期2,000億円程度ずつ減額
 - 国債市場の安定に配慮した形で市場機能の改善を進めていけるよう、段階的に減額していく

<予見可能な形での減額>



<柔軟性の確保>

- ① 来年6月の金融政策決定会合で中間評価を実施
- ② 長期金利が急激に上昇する場合には、機動的に、買入れ額の増額等を実施
- ③ 必要な場合には、金融政策決定会合において、減額計画を見直す

国の債務管理に関する研究会（抜粋）
「議論の整理」（2024年6月21日）における今後の取組の方向性と現在の検討状況（2024年10月18日）

各投資主体の国債保有の促進

	今後の取組の方向性
銀行	● 銀行の国債保有を促進する観点から、 <u>発行年限の短期化や変動利付国債の発行等</u> 、市中に供給する金利リスク量の縮減を図る対応も必要。
生保会社 年金	● 規制対応の進捗や、人口動態等の構造的な制約を踏まえると、中長期的に生命保険会社の国債保有額が大幅に増加していくという展望は見込み難いため、これまで発行額を増額してきた <u>超長期債についても</u> 、実際の投資動向を注視しつつ、 <u>今後の発行額を調整</u> していく必要。
個人 投資家等	● 投資信託への組み込みを含め、いかに <u>購入障壁の低い販売チャネルを整備</u> し、個人が国債を購入する際の利便性を高めていくかが重要。なお、 <u>他国では様々な購入促進策</u> が講じられており、そのような事例も踏まえ今後の取組を考えていく必要。 ● 非営利法人や個人経営的な未上場法人等といった層の中には、 <u>元本保証のない金融商品への投資を避ける傾向</u> がある主体も存在し、こうした投資ニーズに合った商品性の国債があれば、国債保有の促進につながる。
海外 投資家	● 今後の海外IRについては、海外投資家の個別訪問に限らず <u>オンラインセミナーも活用することや、官民連携して実施</u> することなど、効果的・効率的にIRを行っていくことが求められる。

新たに発行を予定する変動利付国債について

- 新たに発行を予定する変動利付国債については、予算が成立し、当局においても令和7年4月よりシステム改修に向けた作業を始めているところ。
- 当局及び市場関係者によるシステム改修の状況を踏まえると、令和9年1月以降に発行の開始が可能となる見込み。
- 具体的な発行開始のタイミングについては、市場関係者との議論を経て決定。

<基本的な商品性> (令和6年12月27日 報道発表)

表面利率 (クーポン)	「基準金利」+「スプレッド ^(注1) 」 (0.001%刻み、下限を0%とする)
基準金利 ^(注2)	6ヶ月T-Billの発行利回り (利率決定の直前に実施された6ヶ月T-Bill入札の平均発行利回り、小数点第4位を四捨五入)
発行方法	入札方式 (スプレッド(負数も可)を入札に付すタッチ方式で、応札における札の刻み幅は0.001%)
年限候補	2年、5年
償還日	2年債であれば発行月と同月の1日、5年債であれば発行月の前四半期末の月(3/6/9/12月)の20日 ^(注3)
利払日	償還日の半年単位の応当日、年2回
日数計算	基準金利のT-Billと同様
最低額面	5万円
ストリップス	非対象
リオープン	未定
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・第Ⅱ非価格競争入札は実施 ・非競争入札、第Ⅰ非価格競争入札、流動性供給入札および買入消却入札は実施しない ・新たな変動利付国債の固有名コード及び国債名称コードについては、追って証券コード協議会より公表される予定

(注1) スプレッドは入札時に決定し、満期まで変更しません。

(注2) 基準金利は利子計算期間開始前に決定し、利払いの都度(半年に一度)改定します。

(注3) 5年債も発行頻度・発行金額次第では2年債と同様に発行月と同月の1日とする可能性があります。

(注4) 上記の商品性については、今後の検討過程で変更する可能性があります。

国債の保有促進に向けた取組（個人向け国債の販売対象拡大）

- 個人向け国債の販売対象拡大は、国債の安定保有層の拡大を図る観点から、資金運用に関する制約（元本確保に対する二重等）や保有の安定性といった点で、**個人と類似した傾向を有すると見込まれる法人等に対して、個人向け国債の購入を可能とする**ものです。

こうした趣旨を踏まえると、一般的に、高度な資金運用体制を備えていると考えられる金融機関や上場企業等は、引き続き販売対象外とすることが適当と考えています。

- 上記の基本的考え方の下、線引きの明確さや販売を担う金融機関にとっての対応しやすさも考慮し、具体的な販売対象の拡大範囲は、**金融商品取引法上の特定投資家※制度を参考に、下図の法人等（一般投資家）**とします。

※ 知識・経験・財産の状況から金融取引に係る適切なリスク管理を行うことが可能な投資家。金融商品取引法上の投資家保護に関する規制の一部が適用されない。

販売対象となる法人等（一般投資家）

<主な例>

■ 非営利法人

<具体例> 一般社団法人、一般財団法人、
学校法人、医療法人、管理組合法人、
社会福祉法人、特定非営利活動法人、
宗教法人、税理士法人 など

■ 非上場法人

<具体例> 非上場株式会社（資本金5億円未満）、
合同会社、合資会社、合名会社

■ その他

<具体例> マンション管理組合 など

販売対象外（特定投資家）

①国 ②日本銀行

③適格機関投資家（個人以外）

<具体例> 金融商品取引業者、投資法人、銀行、保険会社、
信用金庫、労働金庫、農林中央金庫、短資会社、
金融庁長官へ届出を行った信用協同組合、
金融庁長官が指定する農業協同組合 など

④内閣府令で定める法人

<具体例> 特殊法人・独立行政法人、特定目的会社、
資本金5億円以上と見込まれる株式会社、
上場株式会社、外国法人 など

※ 金融商品取引法第2条で特定投資家として掲げられている者

概況

- 第1四半期（4－6月）については、超長期ゾーンを中心とした**金利上昇に関連する広範な質問・意見**のほか、**米国の関税政策の先行き不透明感**に伴う日本経済・財政への影響、連年の**強い春闘の結果**に対する見方、等に関しコメントが多く寄せられた。
- 以降足元にかけては、6月の国債発行計画変更も踏まえた**今後の債務管理政策の在り方や、政局の変化を背景とした経済・財政・金融政策の変化、及び日本国債マーケットへの影響**、等について高い関心が寄せられた。

<海外投資家からのコメントの例>

（日本経済・政治・財政の先行き等に関する質問・意見）

- ✓ **米国関税政策**が日本の経済成長率やインフレ率へ与え得る影響、及びその対策に伴う財政・債務管理政策への影響如何
- ✓ 高水準の**賃上げ率の持続可能性**、特に**中小企業・公務員に対する賃上げ**の見通し如何
- ✓ **積極財政派が首相や大臣に選出・起用された場合**の債券マーケットへの影響如何
- ✓ **インフレ環境下での拡張財政**をどのように説明するか。緩和的な財政政策の結果としてインフレが助長される場合には、金融引き締めによってバランスが取られるべき
- ✓ **物価高対策の内容や財源**如何。**大規模な減税**が実施された場合、日本の財政への評価は悪化せざるを得ない
- ✓ 過去、他国で**積極財政による市場の混乱**があったように、投資家は拒否反応を示すことがあり、その場合**信用回復は難しくなる**

（超長期金利の上昇・超長期債マーケットの状況に関する質問・意見）

- ✓ **超長期ゾーンを中心とした金利上昇**が急速に進んだ背景如何。**今後の利払費**にどのような影響があるか
- ✓ 同ゾーンの主たる投資家であった**国内生保の今後の投資ニーズ**如何。今後の**需要と供給のバランス**をどのように考えているか
- ✓ 財政拡張路線が採られた場合の**超長期金利への上昇圧力**をどのように考えるか
- ✓ **令和8年度発行計画**を含め、今後の**年限構成の考え方**如何
- ✓ **流動性の低さ**に起因する取引コストの高さが、投資を躊躇するひとつの要因となっている
- ✓ 同ゾーンの発行減額・買入消却、発行計画の四半期毎公表等、**流動性の改善に向けた具体的な対応策**の検討可能性如何

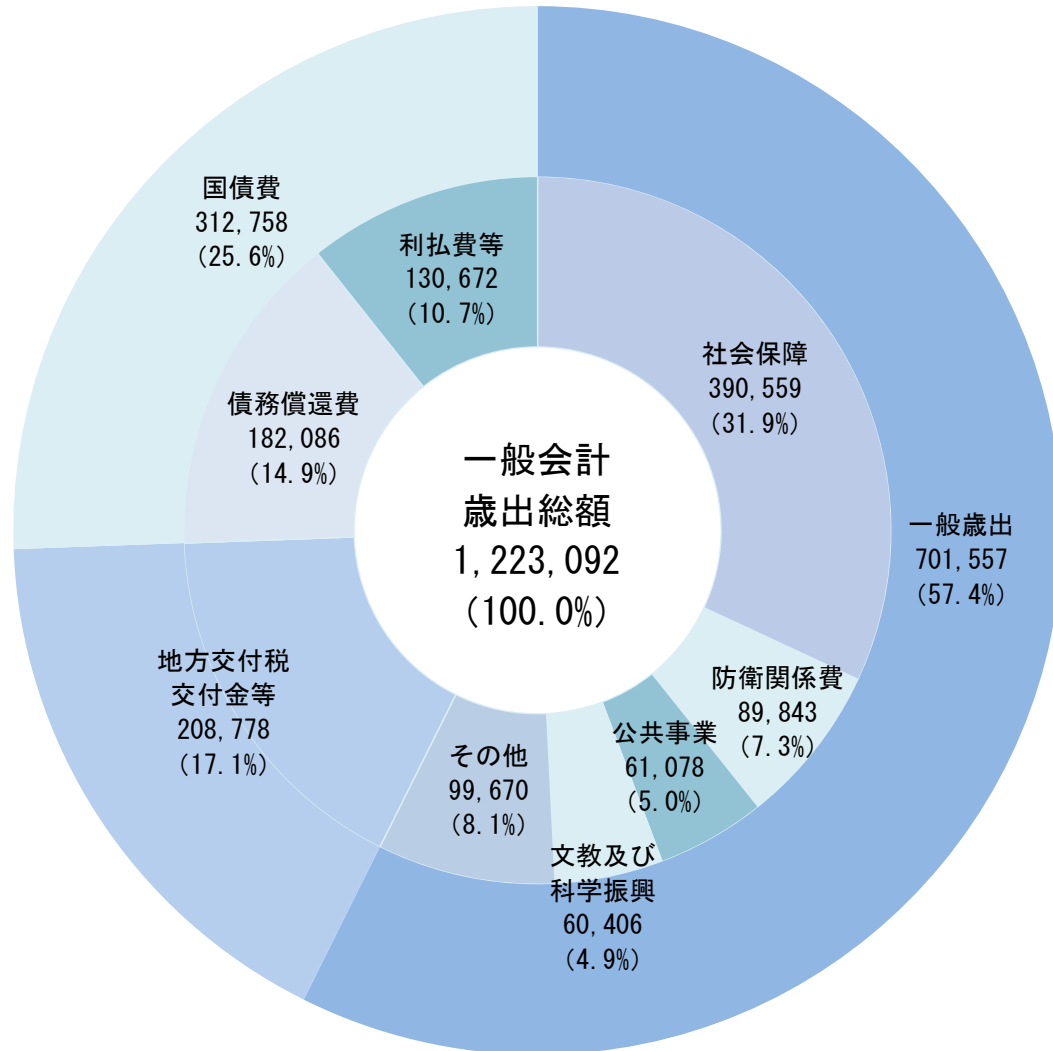
（国債保有者層の多様化に向けた取り組み等に関する質問・意見）

- ✓ 日本銀行による長期国債の買入れ減額を踏まえた**投資家層の拡大**の具体的な取り組み如何
- ✓ 国内投資家の動向について、邦銀は日本国債のポートフォリオを還元していくのか。**変動利付国債**のターゲット如何
- ✓ **個人の保有比率**が低位である背景、及び個人向け国債の具体的な**商品設計如何**。家計による国債保有をどのように促すか
- ✓ 欧米の発行当局は、より頻繁に海外投資家とコミュニケーションを取っている印象

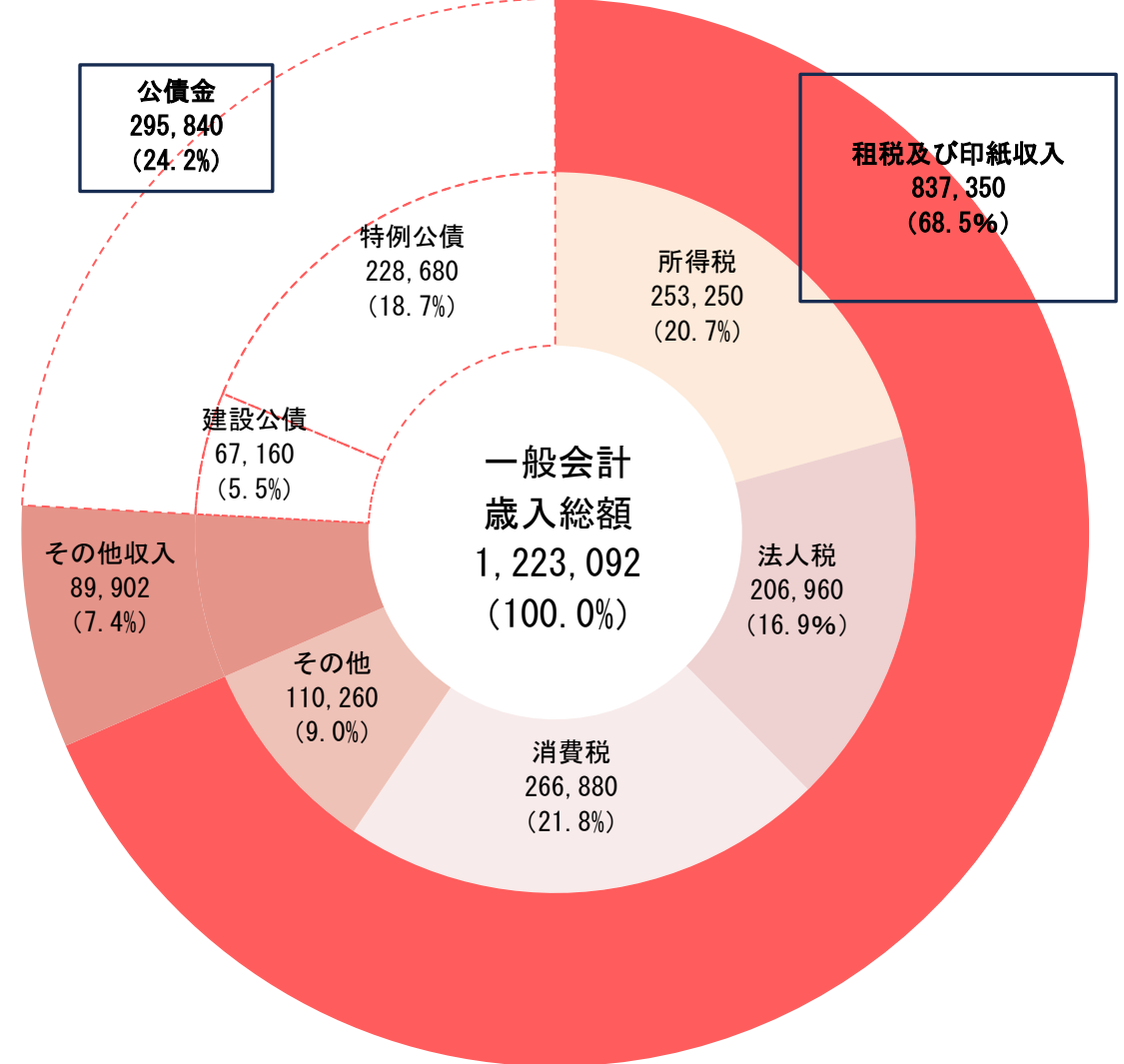
令和8年度一般会計予算 歳入・歳出の構成

(単位: 億円)

一般会計歳出



一般会計歳入



(注) 計数については、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

令和8年度予算のポイント

**R7補正での対応に続き、切れ目無く、「強い経済」を実現する予算
複数年度の取組、歳出構造の平時化に向けた取組を推進し、重要施策について当初予算を増額**

経済・物価動向等の反映

- **社会保障関係費**：「高齢化による増加分」に+0.52兆円を加算
診療報酬改定+3.09%（2年平均）、年金スライド+2.0%等
- **非社会保障関係費**：物価上昇・公務員人件費増の反映（+0.51兆円）
- 物価上昇に合わせた**官公需や公的制度の点検・見直し**の推進

財源を確保して複数年度で計画的に取り組んでいる重要施策の推進

- **防衛力強化**：防衛力整備計画（R9当初8.9兆円）に基づく対応
対象経費 8.8兆円（R7当初比+0.3兆円）
- **子ども・子育て**：R10までに**3.6兆円の加速化プラン**の推進
国・地方 3.2兆円（R7当初比+0.2兆円）
- **GX**：10年150兆円超の官民投資実現に向けた**20兆円の先行投資**
特会 0.7兆円（R7当初比+0.1兆円）*半導体を除くベース
- **半導体**：2030年度までに**10兆円以上の公的支援（基盤強化フレーム）**
特会 1.2兆円（R7当初比+0.9兆円）

新たな財源確保や予算全体のメリハリ付けを通じた重要施策の充実

- いわゆる**教育無償化（高校・小学校給食）**の実現
国・地方 0.7兆円（R7当初比+0.6兆円）
- **外国人施策等（手数料等引上げ+予算増（R7当初比+1,320億円））**
- オーツーリズム対策、出入国在留管理適正化、領事活動強化等
- 補正計上が常態化している関連施策の当初予算化
- **農業構造転換集中対策** 494億円（R7当初比+250億円）
- 5年2.5兆円（国費1.3兆円）の対策のため、補正に加え当初予算を増額
- **重要物資等確保対応** R7当初比+280億円
（今後、半導体に続き、危機管理投資（経済安全保障上の重要分野）の新たな枠組みを検討）
- **国大運営費交付金** R7当初比+188億円 ○ **科研費** 同+101億円

歳出構造の平時化に向けたその他の取組

- **診療報酬改定におけるR9分の取扱い**
- 改定率・予算措置をR8分から上乗せ。物価等が見通しと乖離し経営に支障が生じた場合等は更に調整
- **NEXIの財務基盤強化のための交付国債発行**
*日米戦略的投資イニシアティブ対応

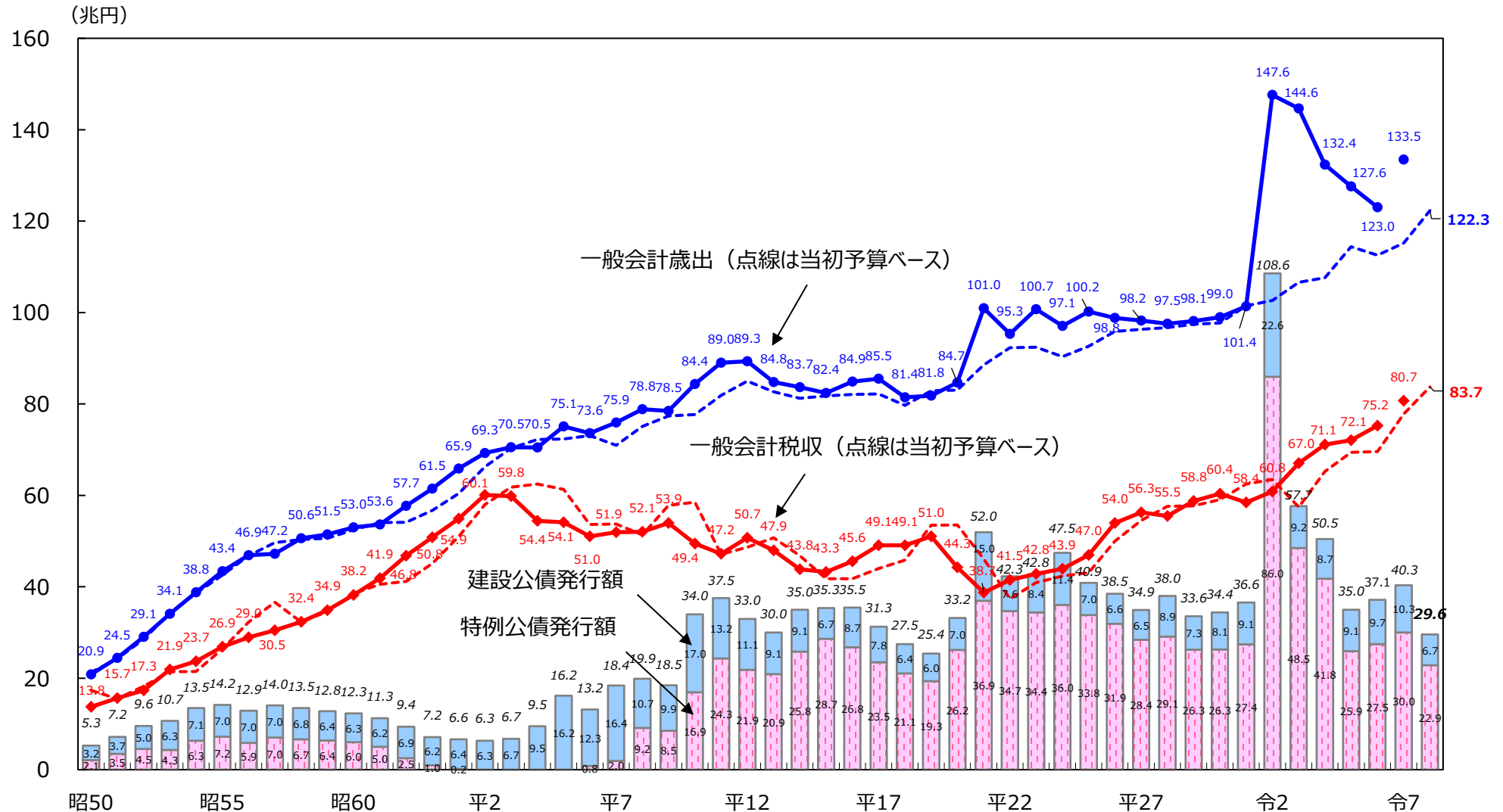
予算全体のメリハリ付けに向けた歳出抑制の取組

- **社会保障改革**
- OTC類似薬等を含む薬剤自己負担の見直し
- 高額療養費制度の見直し
- 診療報酬改定内の効率化・適正化等
- **執行状況等を踏まえた補助金見直し**
- 地域未来交付金 R7当初比▲400億円
- 地域脱炭素推進交付金 同▲115億円 *特会込み等
*R7補正でも基金国庫返納等の対応。今後も取組を継続

財政規律への配慮

- **新規国債発行30兆円未満（29.6兆円）**
- R7当初（17年ぶり）に続き2年連続
*公債依存度24.2%。R7当初（24.9%・27年ぶり30%未満）よりも低下
- **一般会計当初予算のPB黒字化（+1.3兆円）**
- H10当初以来28年ぶり
*国・地方PB(SNA)では、R7補正後歳出の繰越分等も勘案
- **地方財政における財源確保**
- 当分の間税率・環境性能割廃止に伴う特例交付金措置に際し、同額相当の地方交付税を減額（▲0.7兆円）
- 地方財政に配慮し、交付税特会の借入金残高のうち0.7兆円を一般会計に承継

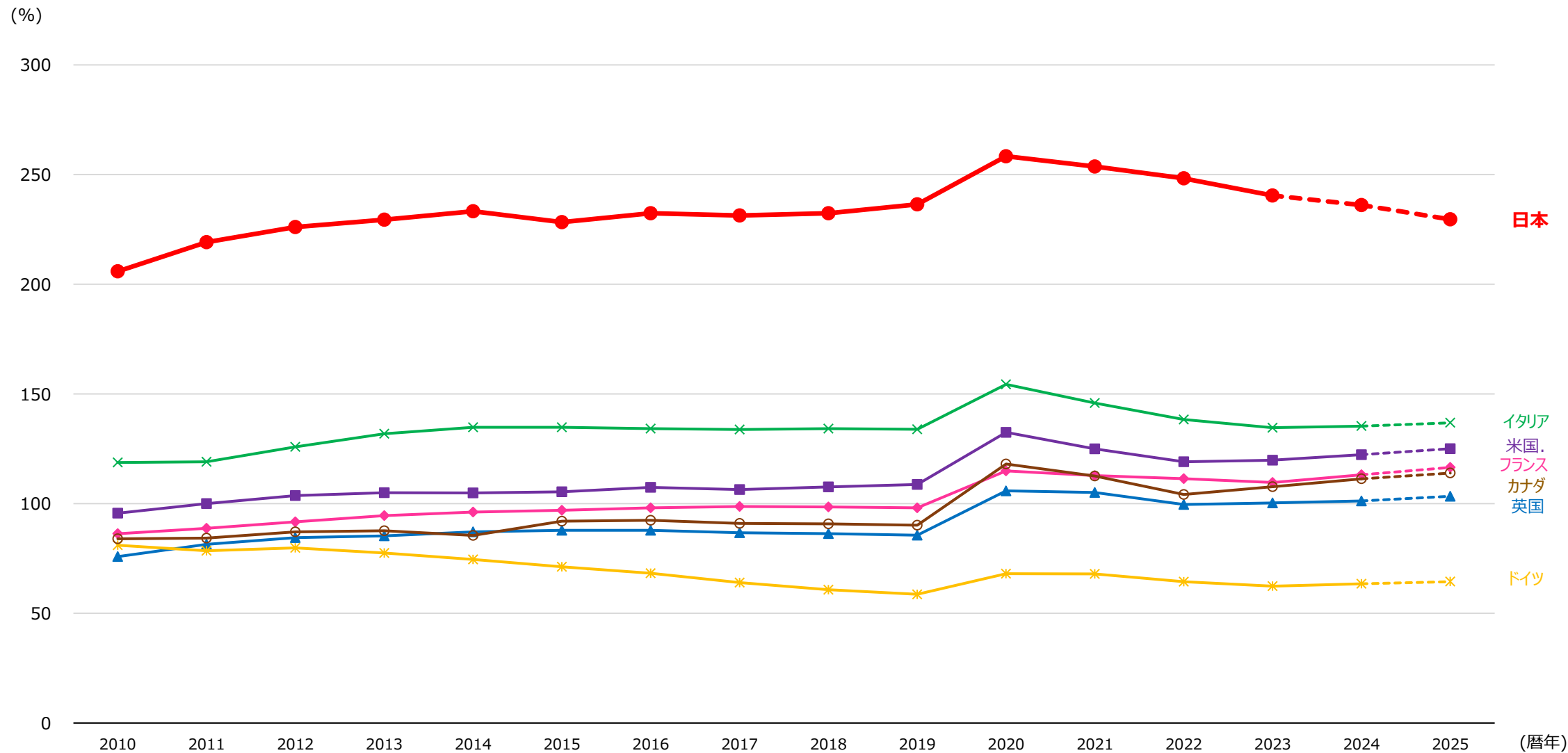
一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移



(注1) 令和6年度までは決算、令和7年度は補正後予算、令和8年度は政府案による。点線は当初予算による。

(注2) 公債発行額は、平成2年度は湾岸地域における平和回復活動を支援する財源を調達するための臨時特別公債、平成6～8年度は消費税率3%から5%への引上げに先行して行った減税による租税収入の減少を補うための減税特別公債、平成23年度は東日本大震災からの復興のために実施する施策の財源を調達するための復興債、平成24年度及び25年度は基礎年金国庫負担2分の1を実現する財源を調達するための年金特別公債を除いている。

債務残高対GDP比の国際比較

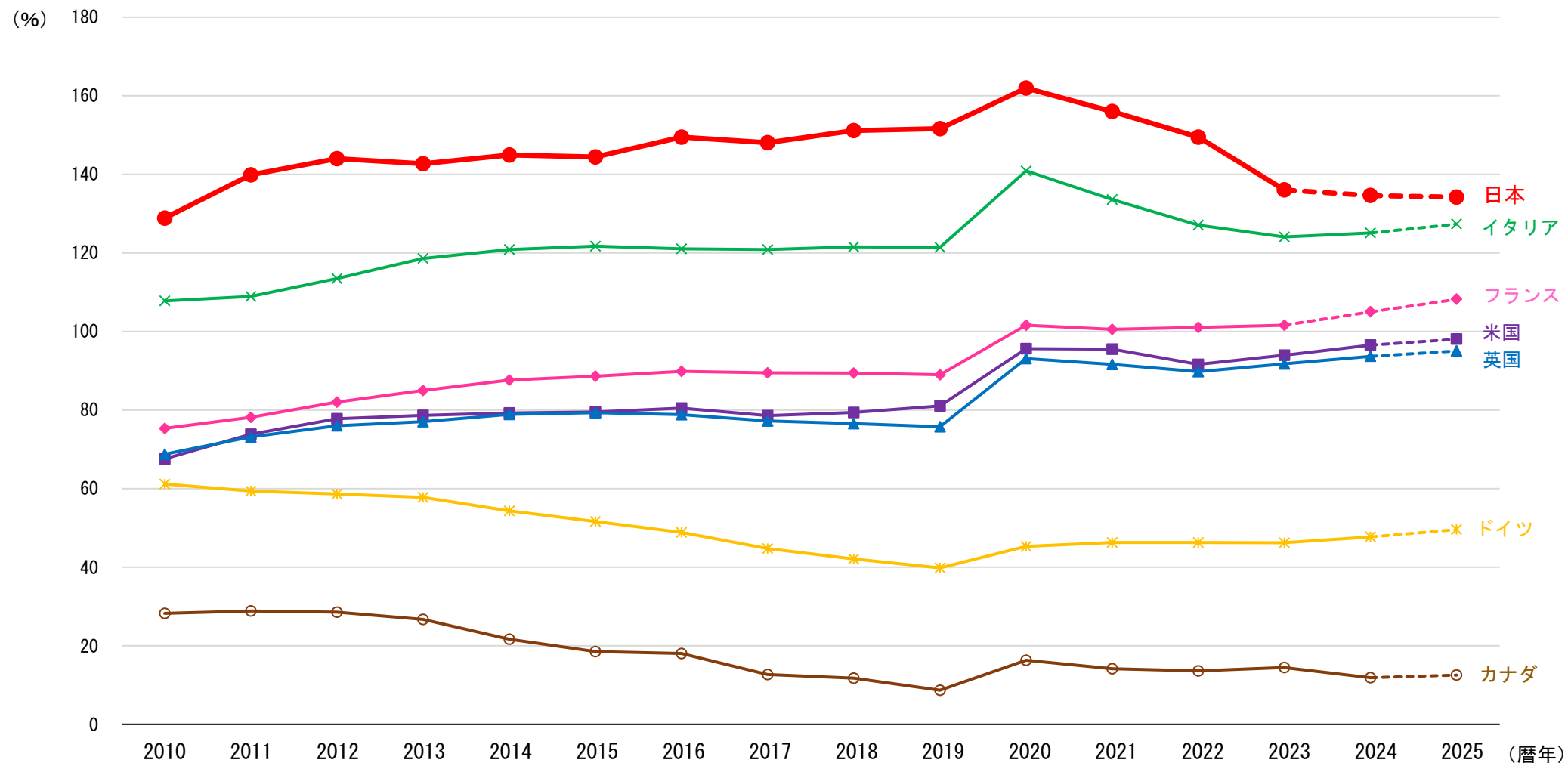


(出所) IMF “World Economic Outlook” (2025年10月)

(注1) 数値は一般政府（中央政府、地方政府、社会保障基金を合わせたもの）ベース。

(注2) 日本は、2024年から2025年が推計値。それ以外の国は、2025年が推計値。

純債務残高の国際比較（対GDP比）



(出所) IMF “World Economic Outlook” (2025年4月)

(注1) 数値は一般政府（中央政府、地方政府、社会保障基金を合わせたもの）ベース。

(注2) 日本及びフランスは、2024年及び2025年が推計値。それ以外の国は、2025年が推計値。

(注3) 純債務残高は、債務残高から金融資産（通貨・預金、負債証券等）を差し引いたもの。

免責事項

- 本資料は、投資家の方々に日本の財政状況、債務管理政策及びクライメート・トランジション利付国債等について説明することのみを目的とするもので、日本、米国またはその他の法域における特定の債券の売出しもしくは募集を意図するものではなく、または特定の債券の買付けもしくは売付けの申込みの勧誘またはその一部を構成するものではありません。
- 本資料は信頼できると思われる各種データに基づいて作成されていますが、財務省は各種データについて独自の検証を行っておらず、その正確性、信頼性および完全性について何ら表明および保証するものではありません。本資料に記載されている情報は、本資料提供時における財務省の判断に基づくものであり、事前の通知なしに変更されることがあります。
- また、本資料の中で示された将来の見通しまたは予測は、財務省として現時点で妥当と考えられる範囲内にあるものの、確実な実現を約束するものではありません。将来の見通しまたは予測に関する記述には、「信じる」、「予期する」、「計画」、「戦略」、「期待する」、「予想する」、「予測する」、「可能性」といった表現に限らず、将来の活動、成果、出来事または状況を説明する表現、その他類似した表現を含みます。将来の見通しまたは予測に関する記述は、現在入手可能な情報をもとにした財務省の判断に基づいています。そのため、これらの将来に関する記述は、様々なリスクや不確定要素に左右され、実際の状況は将来に関する記述に明示または黙示された予想とは大幅に異なる場合があります。したがって、将来予想に関する記述に全面的に依拠することのないようご注意ください。財務省は、新たな情報、将来の出来事やその他の発見に照らして、将来予想に関する記述を変更または訂正する一切の義務を負いません。
- 財務省は、本資料の使用、本資料に含まれる意見や記述への依拠または記載漏れに起因するいかなる結果についても責任を負いません。財務省は、本資料に関し、受領者に追加情報を提供する義務、本資料または追加情報を更新する義務、またはかかる情報の不正確さが明らかになったときに修正する義務を一切負いません。
- 財務省は、本資料の論旨と一致しない他のレポートを発行している、或いは今後発行する場合があります。本資料の利用に際してはお客様ご自身でご判断くださいますようお願い申し上げます。